資料４

（参考）教育に関する法令・計画の体系

教育基本法第17条
　政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

教育基本法

日本の教育に関する根本的・基礎的な法律

（国）教育振興基本計画【3次 2018～2022】

地方教育行政法

地方公共団体における教育行政の組織及び運営の基本を定める法律

地方教育行政法第1条の３
　地方公共団体の長は，教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し，その地域の実情に応じ，当該地方公共団体の教育，学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする。
２　地方公共団体の長は，大綱を定め，またはこれを変更しようとするときは，あらかじめ，次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。

教育基本法第17条
２　地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

都市理念
世界文化自由都市宣言【1978年宣言】

市政の基本方針
京都市基本構想【2001～2025】

21世紀の京都のまちづくりの方針を理念的に示す長期構想

京都市基本計画【2011～2020】

基本構想の具体化のために全市的視点から取り組む主要な政策を示す計画（部門別計画）

教育方針の根幹を成す本市の教育振興計画・教育の大綱と位置づけ

子ども・若者に関する諸法令

子ども・若者育成支援推進法

（内閣府）

教育、福祉、保健、医療、雇用などあらゆる分野における子供・若者の育成・支援に係る施策を総合的に定めた法律

次世代育成支援対策法

（厚労省）

急速な少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、**育成**される環境の整備を図るため、**次世代育成支援対策**について、基本理念を定める法律

など

分野別計画

子ども・若者に係る総合的な新計画

【現 2015～2019】

【新 2020～2024】

子ども・若者の育成に関する各部門の取組に横串を通す計画（分野別計画）